



北海道の経済活動を支える物流機能等の充実・強化

(法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【現状・課題】

北海道と本州とを結ぶ物流経路と輸送能力の安定的な確保に加え、国内外からの人流を増加するために、その基盤となる空港や港湾、道路ネットワークの機能の充実・強化が必要である。

また、我が国と欧州とを結ぶ北極海航路を活用し、物流ルートの強化や北海道経済の活性化につなげるため、北極域の調査・研究や貨物船寄港のための環境整備が必要である。

【提案・要望事項】

(1) 道内空港の国際航空物流体制の充実・強化

(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(2) 国際海上貨物やインバウンドの拡大に向けた港湾の機能強化

(法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

(3) 港湾など輸送拠点へのアクセス機能の充実・強化 (財務省、国土交通省)

(4) 北海道と本州間の物流体制の確保 (国土交通省)

(5) トラック輸送の維持・確保に係る支援制度の創設・拡充 (国土交通省)

(6) 北極海航路利活用の推進 (外務省、文部科学省、国土交通省)

【提案・要望の内容】

- ① 道産食品の大幅な輸出拡大に向け、国際航空貨物の物流拠点となる新千歳空港をはじめとする道内空港の物流体制の充実・強化に向けた取組に対して支援を行うこと。
- ② 物流機能の強化や外航クルーズ船の寄港促進に向け、船舶の大型化や農水産物の輸出促進に対応した岸壁などの施設整備、C I Q体制の充実による手続きの迅速化など、港湾の機能強化に対する支援を行うこと。
- ③ 高規格道路ネットワークの形成により主要な港湾や生産拠点といった輸送拠点へのアクセス機能が向上し、物流の効率化や円滑化が図られることから、着手区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手を図ること。
- ④ 北海道と本州間における持続的かつ安定的な物流の確保を図るため、「今後の鉄道物流のあり方に関する検討会」の中間とりまとめの方向性を踏まえ、我が国の物流に欠くことができない北海道と本州間を含む全国の鉄道貨物輸送ネットワークの維持に向けた対策を求めるとともに、機能強化に向け、災害に強く速達性に優れる貨物新幹線の導入に向けた検討など、あらゆる方策を講じること。
- ⑤ 北海道の物流を担うトラック輸送の維持・確保のため、海上輸送機関利用時の料金助成や海峡を挟む高速道路通行料金の割引適用のほか、パレット標準化の促進、デジタル技術の導入、共同輸送・中継輸送の実施など、労働環境の改善や荷役の効率化に資する支援制度の創設・拡充を図ること。
- ⑥ 北極海航路の利活用に向け、北極域研究船の建造を着実に進めるなど、北極域研究を推進するとともに、船舶の航行に必要な環境整備などの検討を進め、優位性を有する道内港湾を国の施策推進の拠点として位置付けること。

港湾など輸送拠点へのアクセス機能の充実・強化

国際拠点港湾（苫小牧港）



港湾の機能強化

凡 例		
高規格道路	供用中 (4車線)	
	供用中 (2車線)	
	事業中	
	調査中	
新北海道	開業区間	
	未開業区間	



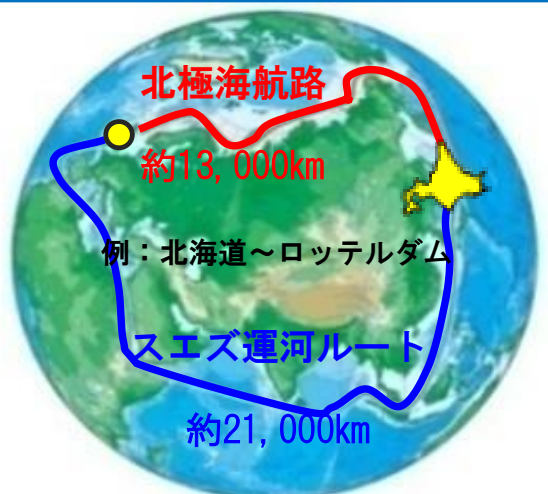
北極海航路利活用の推進

北海道の優位性

地理的優位性・拠点機能の集積・産業の集積
研究機関の集積

航路利活用における北海道の可能性

原材料やエネルギー資源の安定的な調達
コンテナ航路の中継拠点・北極海クルーズの拠点
航行船舶の支援拠点・北極域研究船の拠点



北海道港湾を我が国の拠点へ

北極海航路の利活用に向けた方針（平成28年2月北海道）より



豊かな水資源の保全

(総務省、国土交通省)

【現状・課題】

北海道の貴重な財産である森林や水資源を将来にわたって引き継ぎ、安全で安定した水の供給を行うため、適正な土地の利用や管理に関する関係法令の整備や施策の充実・強化が必要である。

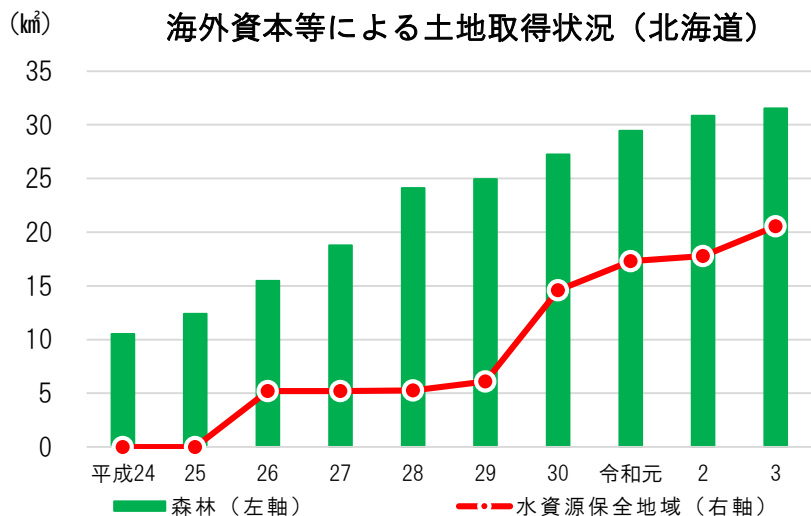
【提案・要望事項】

- (1) 水資源を保全するための土地取引規制に係る関係法令の整備 (国土交通省)
- (2) 市町村による水源周辺の土地取得に係る財政支援措置の充実・強化 (総務省)

【提案・要望の内容】

- ① 水資源や森林資源の恵みを将来の世代においても享受できるように、水資源周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引など、地域の実情に応じた土地の取引規制を可能とするため、関係法令の整備を行うこと。
- ② 市町村による水源周辺の土地の公有地化を推進するため、地域活性化事業債の対象を森林以外の土地取得にも拡大するなど、財政支援措置の充実・強化を図ること。

水資源を保全するための土地取引規制に係る関係法令の整備



現状

令和3年12月末現在、海外資本等による森林取得は31.53km²、水資源保全地域の取得は2.06km²に及んでいる。

〔林野庁「外国資本による森林取得に関する調査」及び北海道調べ。〕

課題

現行の法令では、所有者の異動を迅速に把握し、土地の不適切な利用を未然に防止することは難しい。

法令の比較	届出時期	実効性の担保	面積要件
国土利用計画法	事後届出	勧告、報告、公表、罰則	あり
森林法	事後届出	報告、立入調査等、罰則	なし
北海道水資源の保全に関する条例	事前届出	報告、資料提出、勧告、公表	なし



水資源を保全するための土地取引規制を可能とする法令整備が必要

市町村による水源周辺の土地取得に係る財政支援措置の充実・強化

北海道水資源保全地域(64市町村183地域) 1,258km²

現状

森林に限り、地球環境保全の見地から地域活性化事業債による財政支援措置がある。

課題

水源周辺の土地取得が、水資源の保全という地球環境保全を図る取組にも関わらず、このうち299km²は、原野、雑種地等のため、財政支援措置の対象外となっている。



森林以外の土地取得に対する財政支援措置が必要

原野、雑種地等 299km²



原子力発電所の安全対策及び原子力防災対策の徹底

(内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【現状・課題】

原子力発電所は、安全性が確保されることが大前提であることから、国が前面に立って、原子力発電所の安全確保に万全の対策を講じるとともに、必要な予算を確保し原子力防災対策の徹底した充実・強化を図る必要がある。

【提案・要望事項】

(1) 原子力発電所の安全対策の徹底 (経済産業省、環境省)

(2) 原子力防災対策の充実・強化 (内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【提案・要望の内容】

① 泊発電所については、規制責任を担う国において審査・監視体制の拡充・強化を図るとともに、審査結果については、原子力規制委員会自らの丁寧な説明や問合せ窓口の設置などにより幅広い理解の促進に努めること。

再稼働については、具体的な手続を明確にした上で、安全性やエネルギー政策上の必要性等を十分考慮し、国が責任を持って判断するとともに、国民や自治体に十分な説明を行い、理解を得るよう主体的に取り組むこと。

大間原子力発電所は、世界で初めて全炉心でMOX燃料を使用する商業炉であり、施設も未完成であることなど、他の原子力発電所とは条件が大きく異なっていることから、立ち止まって検討するなど、より慎重に対応するとともに、国が誠意を持って説明責任を果たすこと。

② 原子力災害対策指針については、今後も、最新の知見や関係自治体の意見を踏まえ、継続的に改定していくこと。また、国が責任を持って原子力災害時における避難計画等の実効性の確保に向けた支援を充実させること。

環境放射線モニタリング体制の整備や、地域の実情に応じた災害対策拠点施設、福祉施設等の放射線防護対策の強化、原子力防災関連施設・設備の整備、さらには原子力防災研修の充実や原子力災害拠点病院等に対する適切な財政支援を行うとともに、施設・設備の維持管理等に係る経費については、国において現行の予算配分の増額及び別枠を設けるなどして、予算を確保すること。

自然災害との複合災害や過酷事故発生時の避難に有効活用できる道路や港湾等のインフラ、公共施設の整備を早急に進め適切な維持管理を行うとともに、地方公共団体が実施する避難道路等整備や除排雪を含めた維持管理等に係る経費について、国の負担割合の引上げや別枠での予算確保など、財政支援を充実・強化すること。

原子力発電所の安全対策及び原子力防災対策の徹底

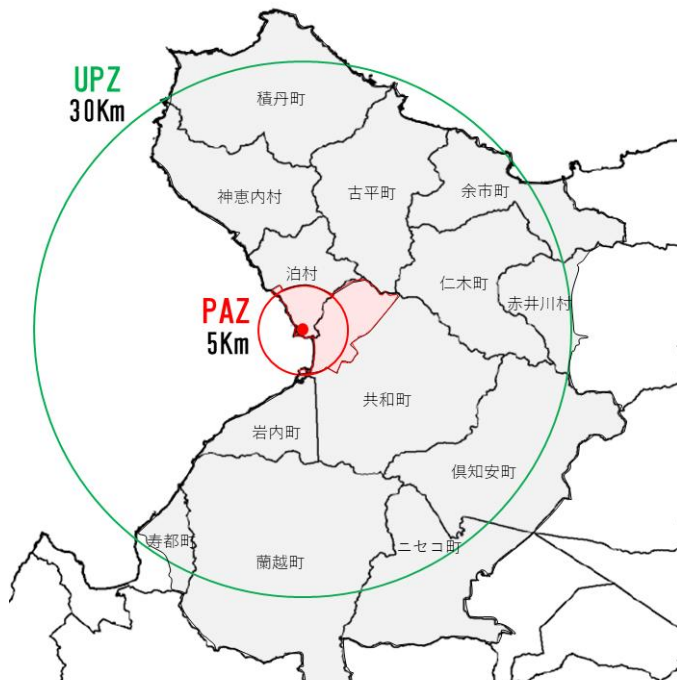


泊発電所



	認可出力	運用開始年
1号機	57.9万kw	平成元年
2号機	57.9万kw	平成3年
3号機	91.2万kw	平成21年

【原子力災害対策重点区域】



<概ね5km圏内>

PAZ (予防的防護措置を準備する区域)

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

2町1村 (泊村、共和町、岩内町)

<概ね5~30km圏内>

UPZ (緊急防護措置を準備する区域)

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

10町3村 (泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寺都町、蘭越町、二セコ町、俱知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村)

高レベル放射性廃棄物に係る最終処分事業の全国での理解促進等

(経済産業省)

【現状・課題】

高レベル放射性廃棄物の最終処分事業は、国民的な議論が必要な問題であることから、国は、全国において、最終処分事業の理解促進に向けた取組を加速させる必要がある。また、最終処分地の選定にあたっては、国が主体となって候補地を絞り込み、都道府県や市町村、住民に丁寧に説明し理解を得るなど、選定プロセスを見直す必要がある。

【提案・要望事項】

- (1) 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の全国での理解促進 (経済産業省)
- (2) 最終処分地選定プロセスの見直し (経済産業省)

【提案・要望の内容】

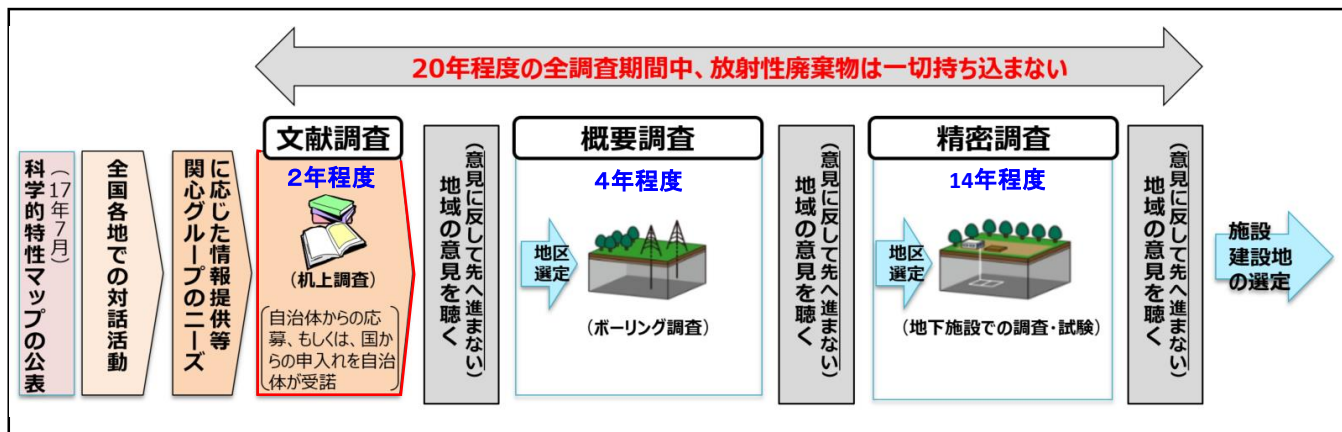
- ① 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業については、令和2年、寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されたが、この問題は、原発の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、国は、全国のできるだけ多くの地域において、理解と協力が得られるよう、最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させること。
- ② 市町村からの発意を主とする現在の最終処分地の選定プロセスは、地盤の安定性や輸送適性などから最適な処分地を選定するという観点で課題があることから、国が全国の適地を調査し候補地を絞り込むとともに、都道府県や周辺自治体はもとより、広く住民に丁寧に説明し理解を得るなど、選定プロセスの見直しを行うこと。

北海道における特定放射性廃棄物に関する条例

北海道は、豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

一方、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。**現時点では、その処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。**

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、**こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。**



(NUMO自治体説明会資料から抜粋)

- 最終処分場は全国で1カ所設置されることになっている。
- 原発による安定した電気の**恩恵を受けてきたのは原発が所在する地方公共団体のみではない。**
- 最終処分事業は**国民的議論が必要**

全国において最終処分事業の理解促進が必要

- 文献調査の段階では知事の意見を求められない。
- 市町村からの発意を主とする方法は、**最適な処分地の選定という観点から課題**がある。

選定プロセスの見直しが必要

国際情勢を踏まえた万全な危機対応・北朝鮮拉致問題の早期解決

(内閣官房、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省、警察庁)

【現状・課題】

ロシアによる軍事活動の活発化や核、ミサイル、拉致問題といった北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的な解決を目指し、国際社会との連携の下、適切に対処することが必要である。

また、我が国の領土・領海を保全し、道民の安全・安心な暮らしを確保する観点から、領海侵犯や違法操業等に対する適切な対処が必要である。

【提案・要望事項】

(1) ロシア軍の活動に対する警戒監視及び防衛体制の強化

(内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)

(2) 北朝鮮に対する毅然とした外交交渉の推進及び万全な国民保護措置

(内閣官房、総務省、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)

(3) 北朝鮮による拉致問題の早期解決 (内閣官房、外務省、警察庁)

(4) 領海侵犯や違法操業等への対抗措置・漂着者への対応などに関する指針の策定及び財政支援措置の拡充

(内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁)

【提案・要望の内容】

① ロシア軍による北海道周辺での活動の活発化は、国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海を脅かすことから、国において情報収集や警戒監視に万全を期すとともに、北海道の防衛体制を強化するため、道内自衛隊の体制維持・強化を図ること。

② 北朝鮮に対し、核実験及びミサイル発射の自制を求める毅然とした外交交渉を推進するとともに、ミサイルが飛来・着弾する事態に備え、国民の保護を最優先に、万全の措置を講じること。

また、Jアラートや船舶・航空機に対するミサイル発射情報の迅速な伝達体制の構築や被害が及んだ場合の責任ある救済策を講じること。

③ 拉致の疑いがある方々の調査・事実確認を徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定し、全ての拉致被害者等の一刻も早い帰国の実現に向け、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。

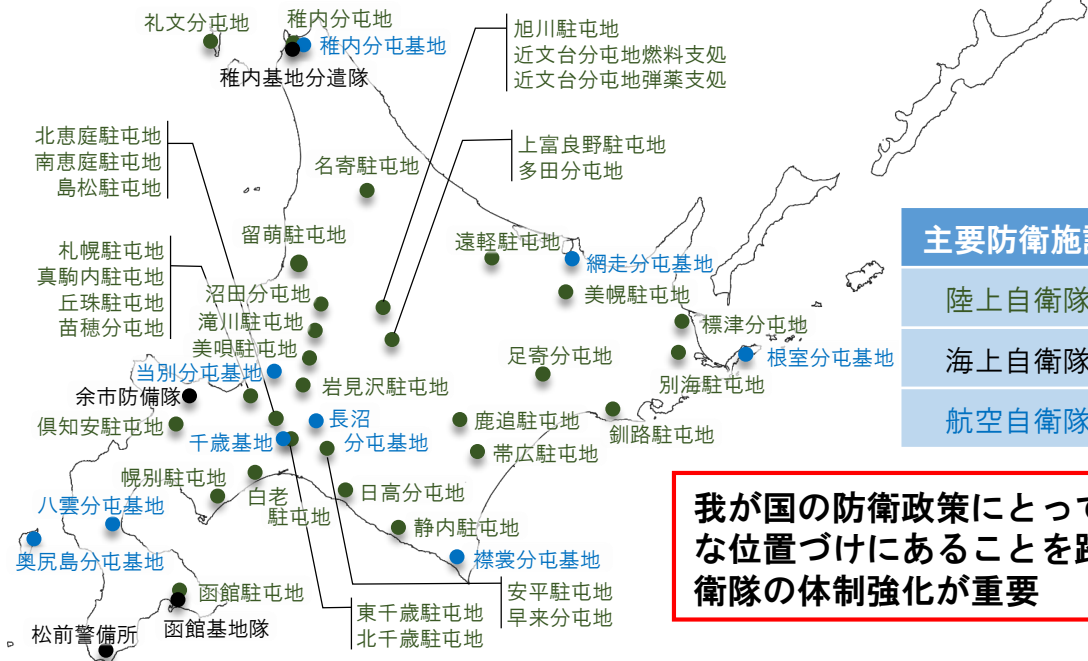
また、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。

④ 不審船等の監視、警備体制の強化や漁船などへの連絡体制の整備を図るとともに、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした外交交渉を推進し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。

また、漂着者の対応や感染症対策などについて、明確な見解や指針を早急に示すとともに、これらの対応等に係る地方負担が発生しないよう財政支援措置を拡充すること。

防衛体制の強化

■主要防衛施設配置図



主要防衛施設	51施設
陸上自衛隊	38駐屯地等
海上自衛隊	4基地隊等
航空自衛隊	9基地等

我が国の防衛政策にとって北海道は重要な位置づけにあることを踏まえ、道内自衛隊の体制強化が重要

北朝鮮によるミサイル発射に対する万全の措置

	短距離弾道ミサイルA	新型の潜水艦発射型弾道ミサイル (SLBM)	中距離弾道ミサイル (IRBM) 級	新型大陸間弾道ミサイル (ICBM) 級
種類				
名称	新型戦術誘導兵器	新型潜水艦発射弾道弾	火星12	火星17
飛翔距離	600km程度	約600km程度	約5,000km	約15,000km

出典：防衛省ホームページ

大陸間弾道ミサイルが北海道近海に落下する事案が発生。新型大陸間弾道ミサイルの射程は、15,000km以上とされており、日本全土はもとより米国本土が射程に入る可能性がある。

北朝鮮による拉致問題の早期解決

拉致被害者等の状況	全国	道内	道内の状況
政府認定拉致被害者	17名	1名	石岡 亨 (いしおか とおる) 氏
警察庁が拉致と断定	2名	2名	高 敬美・剛 (コ キョンミ、コ ガン) 姉弟
特定失踪者	約470名	56名	公開41名、非公開15名 内 拉致濃厚10名
拉致の疑いが排除できない事案 (警察発表)	872名	85名	公開50名、非公開35名 人数は都道府県別で最多